

食事の価額・在労基準額ほかの改定と割増基礎に不算入の在宅手当

1. 食事に関する現物給与の価額改正(告示)

令和6年4月1日に改正されました。価額は、告示により1月あたり、1日あたり、各食(朝食のみなど)と細かく定められており、今回は40都道府県において何かしら変更になっていますので、食事を提供している事業所の方は、厚生労働省または日本年金機構のページでご確認ください。

(1)社会保険の現物給与(食事)

事業所で提供する食事は現物給与となり、通貨換算して報酬に算入する必要があります。ただし、本人から価額の2/3以上を徴収(負担)する場合は、現物による食事の供与はないものとして取り扱われます。

本人負担をちょうど価額の2/3に設定しているような場合、今回のように価額が上がると本人負担が2/3未満となってしまうことがあります。

(2)労働保険の現物給与(食事)

食事の利益が次の全てに該当する場合には、(労働保険上は)福利厚生と扱うため、「賃金」として算入する必要はありません。

- ① 給食によって賃金の減額を伴わないこと
- ② 労働協約、就業規則等に定められて明確な労働条件の内容となっている場合でないこと
- ③ 給食による客観的評価額が社会通念上僅少なものと認められる場合であること

①～③すべてに該当しない場合には、通貨以外のもので支払われる賃金とされ、地方の時価によって現物給与の価額が決まります。しかし本人から価額(告示額)の1/3超を徴収(負担)する場合は、賃金額として申告する額に含める必要はなく、1/3以下であるときは、その差額部分を賃金とみなすこととなっています。

2. 在職老齢年金の基準額変更

在職老齢年金は、賃金(賞与込み月収)と年金の合計額が、次の支給停止調整額を上回ると年金額の一部または全部を支給停止する仕組みです。

令和6年度	(参考)令和5年度
50万円	48万円

3. 子ども・子育て拠出金率は据え置き

令和6年度は0.36%のまま据え置かれました。

4. 年金額の改定

令和6年度の年金額は、令和5年度から2.7%の引上げとなり、以下に参考額を記載します。

参考額	令和6年度	令和5年度
国民年金(満額の老齢基礎年金1人分)	68,000円	66,250円
厚生年金※	230,483円	224,482円

※平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と夫婦2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

5. 保険料の改定

令和6年度の国民年金保険料は引き上げです。

令和6年度	(参考)令和5年度
16,980円	16,520円

6. 割増賃金の基礎に算入しない在宅勤務手当

割増賃金の基礎には、除外が許される賃金以外は算入しなければなりません。今月5日の通達(基発0405第6号)で、割増賃金の基礎に算入しなくてよい、実費弁償と整理される在宅勤務手当の取扱いが示されました。

その中で、「就業規則等で実費弁償分の計算方法が明示される必要があり、かつ、当該計算方法は在宅勤務の実態(勤務時間等)を踏まえた合理的・客観的な計算方法である必要があること」とされ、国税庁FAQ以外にも、通信料・電気料金として在宅勤務手当を設定する考え方が例示されました。

ただ、実費を参考に設定する姿勢は崩しておらず、実費弁償とするためには、合理的・客観的と思われる計算ルールを確立しなければなりません。渡しきりで費用がなくても精算しない在宅勤務手当等は、割増基礎に算入する必要があります。